

平成 29 年 1 月 20 日
規制改革推進室

各社会保険制度に係る届出の概要

1. 雇用保険

① 被保険者の範囲

○雇用される労働者のうち、下記を除く者（雇用保険法第 4 条、第 6 条）

- ・ 65 歳に達した日以後に新たに雇用される者
- ・ 短時間労働者であって、季節的に雇用される者又は短期の雇用に就くことを常態とする者（日雇労働被保険者に該当する者を除く。）
- ・ 日雇労働者であって、適用区域に居住し適用事業に雇用される等の要件に該当しない者
- ・ 4 ヶ月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者
- ・ 船員保険の被保険者
- ・ 国、都道府県、市町村等に正規職員として雇用される者

② 届出先

○公共職業安定所（雇用保険法第 7 条、施行規則第 6 条等）

③ 届出の時期と内容

○資格取得時

氏名、被保険者番号、生年月日、性別、資格取得年月日、賃金、雇用形態、職種、契約期間の定めの有無、1 週間の所定労働時間、事業主住所・氏名・電話番号

○資格喪失時

氏名、被保険者番号、生年月日、性別、資格取得年月日、離職年月日、喪失原因、離職票交付希望、1 週間の所定労働時間、補充採用予定の有無、事業主住所・氏名・電話番号

○氏名変更時

旧氏名、新氏名、被保険者番号、生年月日、性別、資格取得年月日、事業主住所・氏名・電話番号

2. 厚生年金保険

① 被保険者の範囲

○法人の事業所等に使用される七十歳未満の者のうち、下記を除く者（厚生年金保険法第 9 条、第 12 条）

- ・ 日々雇い入れられる人
- ・ 2 か月以内の期間を定めて使用される人
- ・ 所在地が一定しない事業所に使用される人

- ・季節的業務（4か月以内）に使用される人
- ・臨時的事業の事業所（6か月以内）に使用される人、等

② 届出先

- ・日本年金機構（厚生年金保険法第27条、施行規則第15条等）

③ 届出の時期と内容

○資格取得時

氏名、生年月日、性別、基礎年金番号、資格取得年月日、報酬月額、住所、事業主住所・氏名・電話番号

○資格喪失時

氏名、生年月日、性別、基礎年金番号、資格喪失年月日、資格喪失原因、標準報酬月額、被扶養者の有無、被扶養者番号、事業主住所・氏名・電話番号

○氏名変更時

旧氏名、新氏名、基礎年金番号、生年月日、性別、事業主住所・氏名・電話番号

○毎年7月（標準報酬月額定時決定時）

氏名、生年月日、性別、報酬月額、事業主住所・氏名・電話番号

○賞与支払時

氏名、生年月日、性別、賞与額、賞与支払年月日、事業主住所・事業所名称・事業主氏名・電話番号

3. 健康保険

① 被保険者の範囲

○法人の事業所等に使用される者及び任意継続被保険者のうち、下記を除く者（健康保険法第3条）

- ・船員保険の被保険者
- ・日々雇い入れられる人
- ・2か月以内の期間を定めて使用される人
- ・所在地が一定しない事業所に使用される人
- ・季節的業務（4か月以内）に使用される人
- ・臨時的事業の事業所（6か月以内）に使用される人
- ・後期高齢者医療の被保険者、等

② 届出先

○加入先が健康保険組合（平成28年4月1日時点で1,399組合が現存）の場合、加入先健康保険組合

○加入先が全国健康保険協会の場合、日本年金機構または全国健康保険協会

※厚生年金保険と健康保険で共通する届出については、日本年金機構に一括して提出するこ

とで、全国健康保険協会への届出も完了する。(別紙1参照)
(健康保険法第48条、施行規則第24条等)

③ 届出の時期と内容

○資格取得時

氏名、生年月日、性別、基礎年金番号、資格取得年月日、報酬月額、住所、事業主住所・氏名・電話番号

○資格喪失時

氏名、生年月日、性別、基礎年金番号、資格喪失年月日、資格喪失原因、標準報酬月額、被扶養者の有無、被扶養者番号、事業主住所・氏名・電話番号

○氏名変更時

旧氏名、新氏名、基礎年金番号、生年月日、性別、事業主住所・氏名・電話番号

○毎年7月(標準報酬月額定時決定時)

氏名、生年月日、性別、報酬月額、事業主住所・氏名・電話番号

○賞与支払時

氏名、生年月日、性別、賞与額、賞与支払年月日、事業主住所・事業所名称・事業主氏名・電話番号

以上

別紙 1 全国健康保険協会に加入している場合の届出先

	日本年金機構へ提出するもの	全国健康保険協会へ提出するもの
事業所に関するもの	適用事業所所在地・名称変更 (訂正)届 事業所関係変更(訂正)届	-
採用に関するもの	被保険者資格取得届 健康保険被扶養者(異動)届 (国民年金第3号関係届)	-
健診に関するもの	-	生活習慣病予防健診申込書 特定健康診査受診券申請書
変更・訂正に関するもの	被保険者住所変更届 被保険者氏名変更(訂正)届 被保険者生年月日訂正届	-
紛失に関するもの	年金手帳再交付申請書	被保険者証再交付申請書 高齢受給者証再交付申請書
給与・賞与に関するもの	被保険者報酬月額算定基礎届 被保険者報酬月額変更届 被保険者賞与支払届	-
病気・けが・出産に関するもの	産前産後休業取得者申出書	療養費支給申請書 高額療養費支給申請書 高額医療費貸付金貸付申込書 傷病手当金支給申請書 出産手当金支給申請書 出産育児一時金支給申請書 出産費貸付金貸付申込書 限度額適用認定申請書 限度額適用・標準負担額減額認定申請書 特定疾病療養受療証交付申請書 第三者行為による傷病届
育児休業に関するもの	育児休業等取得者申出届 育児休業等取得者終了届 育児休業等終了時報酬月額変更届	-
退職・死亡に関するもの	被保険者資格喪失届 健康保険被保険者証回収不能・滅失届	任意継続被保険者資格取得申出書 任意継続被保険者資格喪失申出書 埋葬料(費)支給申請書

別紙 2 関連条文

(1) 雇用保険関連条文

雇用保険法

(定義)

第四条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第六条各号に掲げる者以外のものをいう。

2 この法律において「離職」とは、被保険者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

3 この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

4 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであつて、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。）をいう。

5 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(適用除外)

第六条 次に掲げる者については、この法律は、適用しない。

一 六十五歳に達した日以後に雇用される者（同一の事業主の適用事業に同日の前日から引き続いて六十五歳に達した日以後の日において雇用されている者及びこの法律を適用することとした場合において第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者又は第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）

二 一週間の所定労働時間が二十時間未満である者（この法律を適用することとした場合において第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）

三 同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用されることが見込まれない者（前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第四十二条に規定する日雇労働者であつて第四十三条第一項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。）

四 季節的に雇用される者であつて、第三十八条第一項各号のいずれかに該当するもの

五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条、第二百二十四条又は第三百四条第一項の学校の学生又は生徒であつて、前各号に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

六 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者を含む。以下

「船員」という。)であつて、漁船(政令で定めるものに限る。)に乗り組むため雇用される者(一年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。)

七 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

(被保険者に関する届出)

第七条 事業主(徴収法第八条第一項 又は第二項 の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。)は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業(同条第一項 又は第二項 の規定により数次の請負によつて行われる事業が一の事業とみなされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該請負に係るそれぞれの事業。以下同じ。)に係る被保険者となつたこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことその他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。当該事業主から徴収法第三十三条第一項 の委託を受けて同項 に規定する労働保険事務の一部として前段の届出に関する事務を処理する同条第三項 に規定する労働保険事務組合(以下「労働保険事務組合」という。)についても、同様とする。

雇用保険法施行規則

(被保険者となつたことの届出)

第六条 事業主は、法第七条 の規定により、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となつたことについて、当該事実のあつた日の属する月の翌月十日までに、雇用保険被保険者資格取得届(様式第二号。以下「資格取得届」という。)をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

2 事業主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定により提出する資格取得届に労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳その他の当該適用事業に係る被保険者となつたことの実事及びその事実のあつた年月日を証明することができる書類を添えなければならない。

一 その事業主において初めて資格取得届を提出する場合

二 前項に規定する期限を超えて資格取得届を提出する場合

三 前項に規定する期限から起算して過去三年間に法第十条の四第二項 に規定する同条第一項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ぜられたことその他これに準ずる事情があつたと認められる場合

四 前各号に定める場合のほか、資格取得届の記載事項に疑義がある場合その他の当該届出のみでは被保険者となつたことの判断ができない場合として職業安定局長が定める場合

3 事業主は、その同居の親族(婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)その他特に確認を要する者として職業安定局長が定める者に係る資格取得届を提出する場合には、第一項の規定により提出する資格取得届に、労働契約に係る契約書、労

働者名簿、賃金台帳その他の当該適用事業に係る被保険者となつたことの実事及びその事実のあつた年月日を証明することができる書類並びに職業安定局長が定める書類を添えなければならない。

4 事業主は、前二項の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、これらの規定に定める書類を添えないことができる。

5 第十条第一項の雇用保険被保険者証（同項を除き、以下「被保険者証」という。）の交付を受けた者は、被保険者となつたときは、速やかに、その被保険者証をその者を雇用する事業主に提示しなければならない。

6 事業主は、法第二十二条第五項 に規定する者であつて、被保険者となつた日が法第九条第一項 の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前にあるものに係る被保険者となつたことの届出については、第一項の規定にかかわらず、資格取得届に第三十三条の二各号に定めるいずれかの書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

（被保険者でなくなつたことの届出）

第七条 事業主は、法第七条 の規定により、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことについて、当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、雇用保険被保険者資格喪失届（様式第四号。以下「資格喪失届」という。）に労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳その他の当該適用事業に係る被保険者でなくなつたことの実事及びその事実のあつた年月日を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。この場合において、当該適用事業に係る被保険者でなくなつたことの原因が離職であるときは、当該資格喪失届に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

一 次号に該当する者以外の者 雇用保険被保険者離職証明書（様式第五号。以下「離職証明書」という。）及び賃金台帳その他の離職の日前の賃金の額を証明することができる書類

二 第三十五条各号に掲げる者又は第三十六条各号に掲げる理由により離職した者 前号に定める書類及び第三十五条各号に掲げる者であること又は第三十六条各号に掲げる理由により離職したことを証明することができる書類

2 事業主は、前項の規定により当該資格喪失届を提出する際に当該被保険者が雇用保険被保険者離職票（様式第六号。以下「離職票」という。）の交付を希望しないときは、同項後段の規定にかかわらず、離職証明書を添えないことができる。ただし、離職の日において五十九歳以上である被保険者については、この限りでない。

3 公共職業安定所長は、離職したことにより被保険者でなくなつた者が、離職の日以前二年間（法第十三条第三項 に規定する特定理由離職者及び法第二十三条第二項 各号のいずれかに該当する者（法第十三条第一項 の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有することとなる者を除く。）にあつては一年間）に法第十三条第一項 に規定する理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、医師の証明書その他当該理由を証明することができる書類の提出を命ずることができる。

4 事業主は、法第二十二條第五項 に規定する者であつて、被保険者でなくなつた日が法第九條第一項 の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前にあるものに係る被保険者でなくなつたことの届出については、前三項の規定にかかわらず、資格喪失届に第三十三條の二各号に定めるいずれかの書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

5 事業主は、第一項の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、同項に定める書類を添えないことができる。

(被保険者の氏名変更の届出)

第十四條 事業主は、その雇用する被保険者が氏名を変更したときは、速やかに、雇用保険被保険者氏名変更届（様式第四号。以下「被保険者氏名変更届」という。）に運転免許証、健康保険の被保険者証その他の氏名の変更の事実を証明することができる書類を添えて、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

2 事業主は、前項の規定にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、同項に定める書類を添えないことができる。

3 被保険者は、その氏名を変更したときは、速やかに、事業主にその旨を申し出るとともに、被保険者証を提示しなければならない。

4 公共職業安定所長は、第一項の規定により被保険者氏名変更届の提出を受けたときは、当該被保険者氏名変更届に基づいて作成した被保険者証を当該被保険者に交付しなければならない。

5 第十條第二項の規定は、前項の交付について準用する。

(2) 厚生年金保険関連条文

厚生年金保険法

(被保険者)

第九条 適用事業所に使用される七十歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。

(適用除外)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としな

一 臨時に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）であつて、次に掲げるもの。ただし、イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつては所定の期間を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。

イ 日々雇い入れられる者

ロ 二月以内の期間を定めて使用される者

二 所在地が一定しない事業所に使用される者

三 季節的業務に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）。ただし、継続して四月を超えて使用されるべき場合は、この限りでない。

四 臨時的事業の事業所に使用される者。ただし、継続して六月を超えて使用されるべき場合は、この限りでない。

五 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの

イ 一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。

ロ 当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。

ハ 報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第二十二條第一項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であること。

ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること。

(届出)

第二十七条 適用事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主（以下単に「事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（被保険者であつた七十歳以上の者であつて当該適用事業所に使用されるものとして厚生労働省令で定める要件に該当するもの（以下

「七十歳以上の使用される者」という。)を含む。)の資格の取得及び喪失(七十歳以上の使用される者にあつては、厚生労働省令で定める要件に該当するに至つた日及び当該要件に該当しなくなつた日)並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第七十九条 政府等は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、厚生年金保険に関し、次に掲げる事業を行うことができる。

一 教育及び広報を行うこと。

二 被保険者、受給権者その他の関係者(以下この条及び第百条の三の二第一項において「被保険者等」という。)に対し、相談その他の援助を行うこと。

三 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。

2 政府等は、厚生年金保険事業の実施に必要な事務(国民年金法第九十四条の二第一項及び第二項の規定による基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という。)の負担及び納付に伴う事務を含む。)を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、電子情報処理組織の運用を行うものとする。

3 政府は、第一項各号に掲げる事業及び前項に規定する運用の全部又は一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせることができる。

4 政府は、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

厚生年金保険法施行規則

(被保険者の氏名変更の申出)

第六条 被保険者(法附則第四条の三第一項の規定による被保険者及び第四種被保険者等を除く。次条において同じ。)は、その氏名を変更したときは、速やかに、変更後の氏名を事業主に申し出るとともに、年金手帳を事業主に提出しなければならない。

(被保険者の資格取得の届出)

第十五条 法第二十七条の規定による当然被保険者(船員被保険者を除く。)の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から五日以内に、厚生年金保険被保険者資格取得届(様式第七号)又は当該届書に記載すべき事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者の資格を取得したことにより、健康保険法施行規則第二十四条の規定によつて届書又は磁気ディスクを提出するときは、これに併記又は記録して行うものとする。

2 法第二十七条の規定による船員被保険者の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に船員保険の被保険者の資格を取得したことにより、船員保険法施行規則第六条の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

- 一 被保険者の氏名、生年月日及び住所
 - 二 国民年金法施行規則第一条 各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、基礎年金番号及び旧船員保険法 による被保険者であつたことの有無
 - 三 被保険者の区別
 - 四 被保険者の資格を取得した年月日
 - 五 報酬月額
 - 六 船舶所有者の氏名及び住所
- 3 日本国籍を有しない当然被保険者に係る前二項の届書又は磁気ディスクには、ローマ字氏名届（様式第七号の二）を添えなければならない。
- 4 第一項又は第二項の届書又は磁気ディスクには、第三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる申出のあつた事項又は同条第二項の規定により申出のあつた事項を付記し、又は記録しなければならない。
- 5 第一項の規定により磁気ディスクで届出を行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 一 事業主の氏名又は名称
 - 二 事業所の名称及び所在地
 - 三 届出の件数

（報酬月額の届出）

第十八条 毎年七月一日現に使用する被保険者（船員被保険者及び法第二十一条第三項 に該当する者を除く。）の報酬月額に関する法第二十七条 の規定による届出は、同月十日までに、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（様式第八号）又は当該届書に記載すべき事項を記録した磁気ディスクを機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十五条 の規定によつて届書又は磁気ディスクを提出するときは、これに併記又は記録して行うものとする。

2 前項の規定により磁気ディスクで届出を行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

- 一 事業主の氏名又は名称
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 届出の件数

3 毎年七月一日現に使用する七十歳以上の使用される者（船員たる七十歳以上の使用される者を除く。）の報酬月額に関する法第二十七条 の規定による届出は、同月十日までに、次の各号に掲げる事項を記載した届書正副二通を機構に提出することによつて行うものとする。

- 一 七十歳以上の使用される者の氏名及び生年月日
- 二 基礎年金番号
- 三 従前の標準報酬月額に相当する額
- 四 報酬月額
- 五 前号の報酬月額に基づき決定された標準報酬月額に相当する額の適用年月
- 六 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

七 第十五条の二第六号の区別

(賞与額の届出)

第十九条の五 被保険者(船員被保険者を除く。)の賞与額に関する法第二十七条の規定による届出は、賞与を支払った日から五日以内に、厚生年金保険被保険者賞与支払届(様式第九号の二)又は当該届書に記載すべき事項を記録した磁気ディスクを機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十七条の規定によつて届書又は磁気ディスクを提出するときは、これに併記又は記録して行うものとする。

2 第一項の規定により磁気ディスクで届出を行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

- 一 事業主の氏名又は名称
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 届出の件数

3 船員被保険者の賞与額に関する法第二十七条の規定による届出は、賞与を支払った日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に船員保険の被保険者であることにより船員保険法施行規則第十一条の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

- 一 被保険者の氏名及び生年月日
- 二 被保険者の区別
- 三 賞与の支払年月日
- 四 賞与の額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- 五 船舶所有者の氏名及び住所

4 七十歳以上の使用される者の賞与額に関する法第二十七条の規定による届出は、賞与を支払った日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書正副二通を機構に提出することによつて行うものとする。

- 一 七十歳以上の使用される者の氏名及び生年月日
- 二 基礎年金番号
- 三 賞与の支払年月日
- 四 賞与の額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- 五 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名若しくは名称又は船舶所有者の氏名及び住所

(被保険者の氏名変更の届出等)

第二十一条 事業主(船舶所有者を除く。以下この条において同じ。)は、第六条の規定による申出を受けたときは、速やかに、当該年金手帳に変更後の氏名を記載するとともに、厚生年金保険被保険者氏名変更届(様式第十号の二)を機構に提出しなければならない。

2 事業主が、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十八条の規定による届出をしたときは、あわせて、前項の届出をしたものとみなす。

3 事業主は、第一項の規定によつて年金手帳に変更後の氏名を記載したときは、速やかに、これを被保険者に返付しなければならない。

4 船舶所有者は、第六条の規定による申出を受けたときは、速やかに、当該年金手帳に変更後の氏名を記載するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

- 一 被保険者の氏名及び生年月日
- 二 基礎年金番号
- 三 変更前の被保険者の氏名
- 四 船舶所有者の氏名及び住所

5 船舶所有者が、被保険者が同時に船員保険の被保険者であることにより、船員保険法施行規則第十二条の規定による届出をしたときは、併せて、前項の届出をしたものとみなす。

6 船舶所有者は、第四項の規定によつて年金手帳に変更後の氏名を記載したときは、速やかに、これを被保険者に返付しなければならない。

7 日本国籍を有しない被保険者に係る第一項又は第四項の届書には、ローマ字氏名届（様式第七号の二）を添えなければならない。

（被保険者の資格喪失の届出）

第二十二條 法第二十七條の規定による被保険者（船員被保険者を除く。）の資格喪失の届出は、当該事実があつた日から五日以内に、厚生年金保険被保険者資格喪失届（様式第十一号）又は当該届書に記載すべき事項を記録した磁気ディスクを機構に提出することによつて行うものとする。ただし、被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 任意単独被保険者が法第十一条の規定によつて資格の喪失の認可を受けたとき
- 二 法附則第四条の三第一項の規定による被保険者が同条第四項の規定によつて資格を喪失したとき又は同条第五項第二号若しくは第六項に該当することにより資格を喪失したとき
- 三 法附則第四条の五第一項の規定による被保険者が同項において準用する法第十一条の規定によつて資格の喪失の認可を受けたとき又は法附則第四条の五第二項の規定によつて資格を喪失したとき（同条第一項において準用する法第十四条の規定によつて資格を喪失したときを除く。）

2 前項の届出は、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者の資格を喪失したことにより、健康保険法施行規則第二十九条の規定によつて届書又は磁気ディスクを提出するときは、これに併記又は記録して行うものとする。

3 法第二十七條の規定による船員被保険者の資格喪失の届出は、当該事実があつた日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。ただし、法附則第四条の三第一項の規定による被保険者が同条第四項の規定によつて資格を喪失したとき又は同条第五項第二号若しくは第六項に該当することにより資格を喪失したときは、この限りでない。

- 一 被保険者の氏名及び生年月日
- 二 基礎年金番号
- 三 被保険者の資格を喪失した年月日

四 資格喪失の事由

五 標準報酬月額

六 船舶所有者の氏名及び住所

4 前項の届出は、被保険者が同時に船員保険の被保険者の資格を喪失したことにより、船員保険法施行規則第十四条の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

5 第一項の規定により磁気ディスクで届出を行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 事業主の氏名又は名称

二 事業所の名称及び所在地

三 届出の件数

(3) 健康保険関連条文

健康保険法

(定義)

第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。

一 船員保険の被保険者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）

二 臨時に使用される者であって、次に掲げるもの（イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつてはロに掲げる所定の期間を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く。）

イ 日々雇い入れられる者

ロ 二月以内の期間を定めて使用される者

三 事業所又は事務所（第八十八条第一項及び第八十九条第一項を除き、以下単に「事業所」という。）で所在地が一定しないものに使用される者

四 季節的業務に使用される者（継続して四月を超えて使用されるべき場合を除く。）

五 臨時的事業の事業所に使用される者（継続して六月を超えて使用されるべき場合を除く。）

六 国民健康保険組合の事業所に使用される者

七 後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）

八 厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者（健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。）

九 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの

イ 一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。

ロ 当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。

ハ 報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第一百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であること。

ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること。

2 この法律において「日雇特例被保険者」とは、適用事業所に使用される日雇労働者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者又は次の各号のいずれかに該当する者として厚生労働大臣の承認を受けたものは、この限りでない。

一 適用事業所において、引き続き二月間に通算して二十六日以上使用される見込みのないことが明らかであるとき。

二 任意継続被保険者であるとき。

三 その他特別の理由があるとき。

3 この法律において「適用事業所」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所をいう。

一 次に掲げる事業の事業所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの

イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業

ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

ハ 鉱物の採掘又は採取の事業

ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業

ホ 貨物又は旅客の運送の事業

ヘ 貨物積卸しの事業

ト 焼却、清掃又はとさつの事業

チ 物の販売又は配給の事業

リ 金融又は保険の事業

ヌ 物の保管又は賃貸の事業

ル 媒介周旋の事業

ヲ 集金、案内又は広告の事業

ワ 教育、研究又は調査の事業

カ 疾病の治療、助産その他医療の事業

ヨ 通信又は報道の事業

タ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業

二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所であつて、常時従業員を使用するもの

4 この法律において「任意継続被保険者」とは、適用事業所に使用されなくなったため、又は第一項ただし書に該当するに至ったため被保険者（日雇特例被保険者を除く。）の資格を喪失した者であつて、喪失の日の前日まで継続して二月以上被保険者（日雇特例被保険者、任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）であったもののうち、保険者に申し出て、継続して当該保険者の被保険者となった者をいう。ただし、船員保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。

5 この法律において「報酬」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。

6 この法律において「賞与」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのもののうち、三月を超える期間ごとに

受けるものをいう。

7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。

一 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び兄弟姉妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの

二 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

三 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であつて、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

8 この法律において「日雇労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 臨時に使用される者であつて、次に掲げるもの（同一の事業所において、イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつてはロに掲げる所定の期間を超え、引き続き使用されるに至った場合（所在地の一定しない事業所において引き続き使用されるに至った場合を除く。）を除く。）

イ 日々雇い入れられる者

ロ 二月以内の期間を定めて使用される者

二 季節的業務に使用される者（継続して四月を超えて使用されるべき場合を除く。）

三 臨時的事業の事業所に使用される者（継続して六月を超えて使用されるべき場合を除く。）

9 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、日雇労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、三月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。

10 この法律において「共済組合」とは、法律によって組織された共済組合をいう。

（保険者）

第四条 健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）の保険者は、全国健康保険協会及び健康保険組合とする。

（全国健康保険協会管掌健康保険）

第五条 全国健康保険協会は、健康保険組合の組合員でない被保険者（日雇特例被保険者を除く。次節、第五十一条の二、第六十三条第三項第二号、第一百五十一条第一項、第一百七十二条第三号、第十章及び第十一章を除き、以下本則において同じ。）の保険を管掌する。

2 前項の規定により全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（任意継続被保険者に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務は、厚生労働大臣が行う。

(組合管掌健康保険)

第六条 健康保険組合は、その組合員である被保険者の保険を管掌する。

(設立及び業務)

第七条の二 健康保険組合の組合員でない被保険者（以下この節において単に「被保険者」という。）に係る健康保険事業を行うため、全国健康保険協会（以下「協会」という。）を設ける。

2 協会は、次に掲げる業務を行う。

一 第四章の規定による保険給付及び第五章第三節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付に関する業務

二 第六章の規定による保健事業及び福祉事業に関する業務

三 前二号に掲げる業務のほか、協会が管掌する健康保険の事業に関する業務であつて第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務以外のもの

四 第一号及び第二号に掲げる業務のほか、日雇特例被保険者の保険の事業に関する業務であつて第二百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務以外のもの

五 第二百四条の七第一項に規定する権限に係る事務に関する業務

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

3 協会は、前項各号に掲げる業務のほか、船員保険法 の規定による船員保険事業に関する業務（同法 の規定により厚生労働大臣が行うものを除く。）、高齢者の医療の確保に関する法律 の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法 の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法 （平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する業務を行う。

(資格の得喪の確認)

第三十九条 被保険者の資格の取得及び喪失は、保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者である場合にあつては厚生労働大臣、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合にあつては当該健康保険組合をいう。第百六十四条第二項及び第三項、第百八十条第一項、第二項及び第四項並びに第百八十一条第一項を除き、以下同じ。）の確認によって、その効力を生ずる。ただし、第三十六条第四号に該当したことによる被保険者の資格の喪失並びに任意継続被保険者の資格の取得及び喪失は、この限りでない。

2 前項の確認は、第四十八条の規定による届出若しくは第五十一条第一項の規定による請求により、又は職権で行うものとする。

3 第一項の確認については、行政手続法 （平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

(届出)

第四十八条 適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を保険者等に届け出なければならない。

健康保険法施行規則

(被保険者の資格取得の届出)

第二十四条 法第四十八条の規定による被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十六条、第三十六条の二及び第四十二条において同じ。）の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、様式第三号による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、基礎年金番号、第三種被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者をいう。以下同じ。）に該当することの有無及び厚生年金保険の被保険者であったことの有無を付記しなければならない。

2 前項の場合において、被保険者が被扶養者を有するときは、健康保険被保険者資格取得届に被扶養者届を添付しなければならない。

3 第一項の届出は、機構又は健康保険組合が支障がないと認めた場合に限り、健康保険被保険者資格取得届に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）及び次に掲げる事項を記載した書類を提出することによって行うことができる。

- 一 事業主の氏名又は名称
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 届出の件数

4 前項の規定により光ディスクによって届出を行う場合における第一項の規定の適用については、同項中「付記し」とあるのは、「記録し」とする。

(報酬月額届の届出)

第二十五条 毎年七月一日現に使用する被保険者（法第四十一条第三項に該当する者を除く。）の報酬月額に関する法第四十八条の規定による届出は、同月十日までに、様式第四号による健康保険被保険者報酬月額算定基礎届を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、健康保険被保険者報酬月額算定基礎届に第三種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の届出について準用する。

(賞与額の届出)

第二十七条 被保険者の賞与額に関する法第四十八条の規定による届出は、賞与を支払った日から五日以内に、様式第六号による健康保険被保険者賞与支払届を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の届出について準用する。

(被保険者の氏名変更の届出)

第二十八条 事業主は、第三十六条の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、様式第七号による健康保険被保険者氏名変更届を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、基礎年金番号及び第三種被保険者に該当することの有無を付記しなければならない。

(被保険者の資格喪失の届出)

第二十九条 法第四十八条の規定による被保険者の資格の喪失に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、様式第八号による健康保険被保険者資格喪失届を機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したときは、基礎年金番号、第三種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。

2 第二十四条第三項及び第四項の規定は、前項の届出について準用する。

(氏名変更の申出)

第三十六条 被保険者は、その氏名を変更したときは、速やかに、変更後の氏名を事業主に申し出るとともに、被保険者証を事業主に提出しなければならない。

別紙3 事業者の申請項目が重複する社会保険手続の例

					赤字は3か所重複項目、青字は2か所重複項目	
届出内容	分野	書類名	提出先	提出時期	申請項目の例	根拠条文等
資格取得	雇用保険	雇用保険被保険者資格取得届	公共職業安定所	資格取得の翌月10日まで	氏名、被保険者番号、生年月日、性別、資格取得年月日、賃金、雇用形態、職種、契約期間の定め有無、1週間の所定労働時間、事業主住所・氏名・電話番号	雇用保険法第7条 雇用保険法施行規則第6条第1項、様式第2号
	厚生年金保険	厚生年金保険被保険者資格取得届	日本年金機構	資格取得後5日以内	氏名、生年月日、性別、基礎年金番号、資格取得年月日、報酬月額、住所、事業主住所・氏名・電話番号	厚生年金保険法第27条 厚生年金保険法施行規則第15条第1項、様式第7号
	健康保険	健康保険被保険者資格取得届	企業加入先 (健康保険組合の場合は各組合、 全国健康保険協会の場合は日本年金機構※)	資格取得後5日以内	氏名、生年月日、性別、基礎年金番号、資格取得年月日、報酬月額、住所、事業主住所・氏名・電話番号	健康保険法第48条 健康保険法施行規則第24条第1項、様式第3号
資格喪失	雇用保険	雇用保険被保険者資格喪失届	公共職業安定所	資格喪失後10日以内	氏名、被保険者番号、生年月日、性別、資格取得年月日、離職年月日、喪失原因、離職票交付希望、1週間の所定労働時間、補充採用予定の有無、事業主住所・氏名・電話番号	雇用保険法第7条 雇用保険法施行規則第7条第1項、様式第4号
	厚生年金保険	厚生年金保険被保険者資格喪失届	日本年金機構	資格喪失後5日以内	氏名、生年月日、性別、基礎年金番号、資格喪失年月日、資格喪失原因、標準報酬月額、被扶養者の有無、被扶養者番号、事業主住所・氏名・電話番号	厚生年金保険法第27条 厚生年金保険法施行規則第22条第1項、様式第11号
	健康保険	健康保険被保険者資格喪失届	企業加入先 (健康保険組合の場合は加入先組合、 全国健康保険協会の場合は日本年金機構)	資格喪失後5日以内	氏名、生年月日、性別、基礎年金番号、資格喪失年月日、資格喪失原因、標準報酬月額、被扶養者の有無、被扶養者番号、事業主住所・氏名・電話番号	健康保険法第48条 健康保険法施行規則第29条第1項、様式第8号
氏名変更	雇用保険	雇用保険被保険者氏名変更届	公共職業安定所	変更後速やか	旧氏名、新氏名、被保険者番号、生年月日、性別、資格取得年月日、事業主住所・氏名・電話番号	雇用保険法第7条 雇用保険法施行規則第14条第1項、様式第4号
	厚生年金保険	厚生年金保険被保険者氏名変更届	日本年金機構	変更後速やか	旧氏名、新氏名、基礎年金番号、生年月日、性別、事業主住所・氏名・電話番号	厚生年金保険法第27条 厚生年金保険法施行規則第21条第1項、様式第10号の2
	健康保険	健康保険被保険者氏名変更届	企業加入先 (健康保険組合の場合は加入先組合、 全国健康保険協会の場合は日本年金機構)	変更後遅滞なく	旧氏名、新氏名、基礎年金番号、生年月日、性別、事業主住所・氏名・電話番号	健康保険法第48条 健康保険法施行規則第28条、様式第7号
報酬月額	厚生年金保険	厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届	日本年金機構	毎年7月10日まで	氏名、生年月日、性別、報酬月額、事業主住所・氏名・電話番号	厚生年金保険法第27条 厚生年金保険法施行規則第18条第1項、様式第8号
	健康保険	健康保険被保険者報酬月額算定基礎届	企業加入先 (健康保険組合の場合は加入先組合、 全国健康保険協会の場合は日本年金機構)	毎年7月10日まで	氏名、生年月日、性別、報酬月額、事業主住所・氏名・電話番号	健康保険法第48条 健康保険法施行規則第25条、様式第4号
賞与額	厚生年金保険	厚生年金保険被保険者賞与支払届	日本年金機構	賞与支払後5日以内	氏名、生年月日、性別、賞与額、賞与支払年月日、事業主住所・事業所名称・事業主氏名・電話番号	厚生年金保険法第27条 厚生年金保険法施行規則第19条の5第1項、様式第9号
	健康保険	健康保険被保険者賞与支払届	企業加入先 (健康保険組合の場合は加入先組合、 全国健康保険協会の場合は日本年金機構)	賞与支払後5日以内	氏名、生年月日、性別、賞与額、賞与支払年月日、事業主住所・事業所名称・事業主氏名・電話番号	健康保険法第48条 健康保険法施行規則第27条、様式第6号

※全国健康保険協会加入事業者の場合、厚生年金保険関連の届出と同一の様式でまとめて日本年金機構に提出することで届出が完了
(健康保険法施行規則第24条第1項、第25条第1項、第27条第1項、第28条、第29条第1項)